

議 事 日 程 （第2号）

平成29年9月14日（木曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第4号 平成28年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第5号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第6号 平成28年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第7号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	会計管理者	今井英樹
診療所事務局長	伊藤保夫	監査委員	安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局次長	安江由次
---------	------

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

◎認定第2号から認定第8号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第2、認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催いたしますので、決算の質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程中の認定第2号から認定第8号までの7件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回出されました監査の決算審査意見書をもとにちょっと質問をさせていただきたいと思います。意見書の中の3ページの一番下部に書かれてあります点なんですけれども、補助金、それから工事及び委託事業について抽出で調査を行った結果という文章の続きです。残念ながら、補助金ついて実績報告書の提出のない補助事業がありましたと書いてありまして、早急に整備するように担当者に指示しましたとありますが、これ、最初の前提が抽出で調査を行ったものになっていると思います。

そこで、当然のことながらでありますけれども、こういう意見書が出されたということは、抽出された分の中の実績報告書のないものに関しては、当然対処はされたものと思っておりますけれども、抽出でそれが発見されたということは、全ての補助事業に対して執行部側が見直してあろうかと思いますが、それを見直したのか見直していないのか。それから、見直した結果ちゃんと報告書を提出済みまでちゃんと終わっているかどうかと、この2点を一度に質問させていただきます。

○議長（服田順次君）

はい、参事。

○参事（安江良浩君）

今回、決算監査をしていただいたところで、抽出した案件についてしっかりとした事務がなされなかったという御指摘を受けました。これは、たまたま抽出されたのかということではなくて、ほかの抽出されなかった文書においてもそういった可能性はあるというのは、こちらの事務局は十分反省してしかなるべき対応をとっていかないかと思っております。

先般、監査委員から出されました意見書からの指摘事項につきましては、その審査のときに指摘されたものについては、この実績報告につきましては既に訂正をしていただいておりますし、他のものについては、ちょっと徹底するよということ、ほかの指摘事項も含めて課長さんからまた各担当のほうへ行くようにして、これからそういった事務的な漏れがないかはチェックをしていくつもりでございますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

蛇足であり、追い打ちであるようなことになるかもしれませんが、この抽出による監査というのは、あくまでも問題がなかったときに関しましては、残りも問題でないだろうということでスルーしていくという、健康診断と同じ考え方でいいと思います。

ただし、健康診断でもありますように、精密検査へ回されるということは、今度は1カ所でもおかしいところ見つかったら徹底してやるというのがセットになっているように、抽出による監査の場合は、不備があったときに関しては、精密検査をすると同じように全体を再度見直していくという方向性が必ず必要ではないかと僕は考えるわけなので、今返事としてはそのように努力しますとは言われましたけれども、努力というレベルを、もう少し約束ぐらいのレベルで返事をいただかないと、監査に対しても逆にこっちからも抽出監査やめて、全ての全部の監査をしないとだめですよという要求までしないといけないことになってしまいますので、ぜひ徹底した、努力義務ではなくて、もう少し一歩進んだお返事がいただけないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（服田順次君）

はい、参事 安江良浩君。

○参事（安江良浩君）

おっしゃるとおりでございます。

例えば県からまた国から補助金をいただいて、執行する補助金につきましては、当然、県等の監査もありますし、十分チェックはできておると思いますが、特に村の村単で行う補助事業等については、もしかするとその実績報告まで終わらないうちに執行してまっているというのは十分考えられますので、今回徹底をさせて見直しをして改善できることは改善して、また議会等のほうにも結果については報告させていただくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

まず反対者の発言がないようですが、賛成者の発言を求めます。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

本日、ここに平成28年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生事業が推進されています。自治体の自主的、主体的な取り組みで先進的なものを支援、またK P I の設定とP D C Aサイクルを組み込んだ事業を支援するもので、自治体の能力が必要となります。

村では、財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営され、実質公債比率10.2%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善していることは村政の努力を認めるところであります。

主な事業では、消防施設整備事業として、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプの購入、防災対策で親田臨時離着陸場建設や防災対策備品整備など村の安心・安全のため、整備が進められました。村営住宅では、I・Uターン者の定住対策として、神土中通地内に単身者を対象にした集合型村営住宅を建設し、人口増加を望める事業となりました。

また、子育ての支援として、中川原水辺公園にふるさと思いやり基金を活用しての遊具の設置、小学校屋外運動場整備、小学校体育館の洋式トイレ設置、中学校屋外運動場整備工事実施設計などを行い、村の宝である子供たちのために整備がなされました。さらに、総合計画に基づき地方創生推進交付金や加速化交付金を受けて、持続可能なネットワーク事業などの農業振興事業や村内産品の販売促進を行い、村の農業、商業の活性化に力を入れています。

限られた予算の中で村民の暮らしの豊かさ、安心・安全を目指した整備、事業ができたことは評価するところです。今後も村民の目線に立ち、必要なものは国や県からの補助金などをアンテナを高くして取得し、活用していただきたいと思います。地方交付税交付金が減らされていく中、財政厳しい村でも村民が心豊かな暮らしができるよう、行政の働きを期待し30年度の予算編成に生かしていただくことを望み、平成28年度の決算認定の賛成討論とします。

○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して採決します。

この票決は起立によって行います。

お諮りします。認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

全員起立です。したがって、認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり承認されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成29年9月14日、東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められた事項。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 服 田 順 次

署 名 議 員 桂 川 一 喜

署 名 議 員 樋 口 春 市